

国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
本則 (省略)	本則 (省略)	

附 則 (規程第 33 号)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日の前日から引き続き在職する再雇用職員で、その者の受ける時間給が同日において受けていた時間給に達しないこととなる再雇用職員には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、同日に受けていた時間給を支給する。